
プロジェクト EFRAG ESRS-40a 公開草案への対応項目 第 73 回サステナビリティ基準委員会で聞かれた意見

I. 本資料の目的

1. 本資料は、第 73 回サステナビリティ基準委員会（2026 年 9 月 15 日開催）における、審議事項(1)の EFRAG ESRS-40a 公開草案への対応について、聞かれた意見をまとめたものである。

II. 聞かれた意見

指定された回答方式に従った場合の回答の方向性に対する意見

（回答の方向性に対する全般的な意見）

2. 事務局が提案した指定された回答方式に従った場合の回答の方向性については、前回までの議論を踏まえたものとなっており賛同する。「会計指令第 40a 条に従った特定の EU 域外企業向け欧州サステナビリティ報告基準（ESRS for Certain Non-EU Undertakings in Accordance with Article 40a of the Accounting Directive）（以下「ESRS-40a」という。）」の適用時期に関する懸念をコメントに含める方向性についても同意する。
3. 利用者の観点からは、ベースラインとなる開示として、ISSB 基準や SSBJ 基準に基づく財務マテリアリティに関する開示を確実に行っていくことの方が優先度が高いと考えている。インパクトに関する情報そのものに関心を持つ投資家が存在することは認識しているが、ESRS-40a に基づくインパクト情報のみでそのような投資家のニーズを満たす開示とはならない点に留意している。その点にも鑑み、コメント全般について、企業の二重報告に伴う開示負担の軽減を図ることを重視する回答の方向性に賛同する。
4. ESRS-40a により追加的に求められる開示について、適用要件やその適用の判断基準が不明瞭である点については、作成者の裁量に委ねられる部分が多いことで比較可能性や情報の有用性が損なわれる可能性があるという意味で、利用者の観点からも懸念がある。

(混合アプローチに関する回答の方向性に対する意見)

5. 混合アプローチの選択肢については、比較可能性の観点からは、グローバルアプローチの方が有用な情報の提供となり得ると考えている。混合アプローチの適用に伴い、トピックごとに異なる報告範囲が開示された場合には、比較可能性が低下することが想定されることから、比較可能性に関する質問に対しては、否定的な回答を選択することに賛同する。
6. 作成者の観点から混合アプローチの選択肢自体は肯定する回答をし、利用者の観点から混合アプローチの適用に伴う比較可能性に関して否定的な回答をすることについて、エフラグ（EFRAG）によってどのように受け止められることが想定されるのか、事務局の見解を確認したい。
7. 混合アプローチの適用要件における有意義な識別（meaningful identification）の要件として、企業の管理体制との整合性を要求することが提案されているが、企業によっては EU 加盟国より広い地域を単位として事業管理を行っているため、EU 加盟国のみを対象範囲として識別するための追加的な作業負荷が生じる可能性がある。このため、識別する地域区分について一定の柔軟性を認めるべきとのコメントを追加してはどうか。

(参照による組込みに関する回答の方向性に対する意見)

8. 参照による組込みを行う際に求められる保証の要件に関して、日本語で作成された開示情報に対する日本語での保証の内容について、どのような形で情報提供を行うことが想定されるのか、明確化が必要と考えられる。保証報告書を翻訳したものを添付する方法の他、保証業務実施者や保証基準などの情報を提供する方法なども考えられると認識している。

(適用時期に関する回答の方向性に対する意見)

9. 適用時期に関する懸念をコメントに含める方向性に賛同する。適用時期に関する懸念については、日本企業のみならず、同時期にサステナビリティ開示制度の導入を予定している他の法域の企業にも共通する課題であると考えられる。

以 上